

愛知高速交通株式会社競争参加者心得書

(趣旨)

第1条 本書は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について、愛知高速交通株式会社（以下「会社」という。）が行う競争契約に参加する者（以下「競争参加者」という。）が守らなければならない事項を定める。

(指名の取消し)

第2条 次の各号の一に該当した者に対して行った競争参加者の指名は、特別の理由がある場合のほかこれを取り消すものとする。

(1) 禁治産者又は準禁治産者

(2) 破産者

2 競争参加者は、前項各号の一に該当する者となった場合には、直ちに届け出なければならない。

3 競争参加者が次の各号の一に該当する者となった場合又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人として使用した場合には、当該指名を取り消すことがある。

(1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争契約において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 契約候補者が契約を締結し、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 会社が行う監督又は検査にあたり、会社の社員（以下「社員」という。）の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

4 競争参加者の経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行のなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、当該指名を取り消すことがある。

(暴力団排除に係る指名の取消し)

第2条の2 競争参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指名を取り消すものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に

- 規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- （2）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- （3）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- （4）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- （5）法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 競争参加者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者または構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（競争契約参加の基本的事項）

第3条 競争参加者は、会社から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件について十分検討のうえ、見積しなければならない。

- 2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落があることを理由として見積金額の増額をすることができない。

（公正な競争の確保）

第4条 競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（見積書の提出）

第5条 競争参加者は、別記様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、あらかじめ指名の通知にあたって示した内訳書類を添付し、指定した日時までに提出しなければならない。

（見積書の書換等の禁止）

第6条 競争参加者は、その提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(見積の無効)

第7条 次の各号の一に該当する見積は、無効とする。

- (1) 競争参加者の資格を有しない者のした見積
- (2) 所定の日時までに提出されない見積
- (3) 談合等の不正行為があった見積
- (4) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した見積
- (5) 見積者の記名及び押印のない見積
- (6) 誤字、脱字等により記載事項が確認できない見積
- (7) 見積の目的に示された要件と異なっている見積
- (8) 内容が仕様書と異なっている見積（ただし、軽微なものは除く）
- (9) 再度見積書を提出する場合において、前回と同一仕様でありながら、前回見積の最低以上の価格でなされている見積
- (10) 前各号に掲げるほか、会社の指示に違反し又は必要な条件を具備していない見積

(契約候補者)

第8条 見積書を提出した者のうち、契約の目的に応じ、最低の価格をもって見積をした者を契約候補者とする。また、コスト縮減を可能とする技術提案（以下「VE提案」という。）を採用する場合は、採用されたVE提案を含めて最も低い価格により見積をした者を契約候補者とする。

- 2 その見積者の価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、他の者のうち最も低い価格により見積を提出した者を契約候補者とする。
- 3 契約の性質又は目的から第1項の規定によることが適切でない場合は、あらかじめ競争参加者にその旨を伝え、価格を含め総合的に最も優位な見積を提出した者を契約候補者とする。

(価格調整)

第9条 契約候補者と価格調整し、合意に至った場合は契約を締結する。

- 2 見積合わせにおいて、最低の価格をもって見積をした者が複数ある場合は、当該複数者により再度見積合わせを行い、価格調整を行う上位順位者を決定する。
- 3 価格調整した結果契約の合意に至らなかった場合は、あらかじめ上位順位者にその旨を伝えてから次順位者と価格調整を行う。

(契約保証金)

第10条 工事請負契約に係る契約保証金の額は、契約金額に10分の1を乗じて得た額以上（単価によるもの、長期間の継続的給付を目的とするもの、その他この率によることが著しく実態に即さないものについては、そのつど定める定額）の金額を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の納

付を免除することができる。

- (1) 契約保証金に代えて、担保となる有価証券等の提出、金融機関又は保険会社等の発行する保証証券等の契約履行保証を付したとき。
- (2) 500万円未満の契約を締結するとき。
- (3) 国及び地方公共団体並びに法令に基づく公社、公団等との契約
- (4) 試験研究及び調査等の委託契約
- (5) 不動産の貸付け、交換、買入れ及び借入れに係る契約
- (6) 慈善、学術、技芸その他公益に関する事業を目的とする法人等との契約
- (7) 相手方が過去の履行実績等から判断して、契約することが確実とみとめられるとき

(見積合わせ結果の通知)

第11条 見積合わせの結果については、見積書を提出した日から起算して14日以内に競争参加者に通知する。ただし、VE提案の審査、その他の理由により14日以内に契約候補者の選定ができない場合は、決定次第速やかに通知することとする。

(契約書等の作成)

第12条 契約候補者は、会社と価格調整し合意に至った日から起算して7日以内に、契約書に記名押印のうえ、押印した設計図書を添えて提出しなければならない。ただし、会社において必要があるときは、提出期限を変更することがある。